



修正案提出書

議案第40号 つくば市職員旅費条例

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出する。

令和7年9月29日

つくば市議会議長 黒田 健 祐 様

提出者 つくば市議会議員 小森谷 さやか

賛成者 つくば市議会議員 川 田 青 星

〃 川 村 直 子

〃 あさの えくこ

議案第40号 つくば市職員旅費条例に対する修正案

議案第40号 つくば市職員旅費条例の一部を次のように修正する。

第2条第10号中「副市長等」を「市長等」に、「副市長、」を「市長、副市長、」に改める。

第9条第1項第5号中「市長及び副市長等」を「市長等」に改め、同条第2項中「市長又は副市長等」を「市長等」に、「市長及び副市長等」を「市長等」に改める。

第10条第1項第4号中「市長及び副市長等」を「市長等」に改め、同条第2項中「市長又は副市長等」を「市長等」に改める。

第11条第2項第2号中「市長及び副市長等」を「市長等」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第3号中「副市長等」を「市長等」に改める。

第13条中「市長にあっては同表の内閣総理大臣等の欄に定める額に相当する額とし、副市長等」を「市長等」に改める。

附則第8項のうちつくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）別表の改正規定中「「副市長」」を

「「

市	長
副	市 長
副	市 長

に、「「副市長等」に」を

「「

市	長	等
---	---	---

に

」」

」」

に、「「副市長等」とは」を「「市長等」とは」に、「副市長等を」を「市長等を」に改める。

附則第9項のうちつくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）別表の改正規定中「副市長等」を「市

長等」に改める。

附則第11項のうちつくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）第13条第3項第1号の改正規定中「副市長等」を「市長等」に改める。

（提案理由）

市長が外国旅行の際に運賃の等級が3以上に区分された航空機を利用する場合は、航空賃は最上級の直近下位の級の運賃区分とすることに加え、市長の宿泊費を省令別表第2の内閣総理大臣等の欄に定める額に相当する額から指定職員等の欄に定める額に相当する額とし、その他文言の所要の改正を行うため、この修正案を提出するものである。

議案第40号 つくば市職員旅費条例に対する修正案新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)－(9) (略) (10) <u>市長等</u> <u>市長、副市長、</u>教育長又は公営企業管理者をいう。 第3条－第8条 (略) 第2節 交通費 (鉄道賃) 第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)－(4) (略) (5) 特別車両料金（内国旅行にあっては<u>市長等</u>に限る。） (6) (略) 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（<u>市長等</u>が移動する場合には最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により<u>市長等</u>以外の者（以下「一般職の職員」という。）が移動する場合には、最上級の直近下位	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)－(9) (略) (10) <u>副市長等</u> <u>副市長、</u>教育長又は公営企業管理者をいう。 第3条－第8条 (略) 第2節 交通費 (鉄道賃) 第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)－(4) (略) (5) 特別車両料金（内国旅行にあっては<u>市長及び副市長等</u>に限る。） (6) (略) 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（<u>市長又は副市長等</u>が移動する場合には最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により<u>市長及び副市長等</u>以外の者（以下「一般職の職員」という。）が移動する場合には、最上級の直近下位

の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1)－(3) (略)

(4) 特別船室料金(内国旅行にあつては市長等に限る。)

(5) (略)

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には最上級)、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 (略)

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 外国旅行の場合であつて、市長等が移動するとき及び一般職の職員が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市

の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1)－(3) (略)

(4) 特別船室料金(内国旅行にあつては市長及び副市長等に限る。)

(5) (略)

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長又は副市長等が移動する場合には最上級)、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 (略)

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 外国旅行の場合であつて、市長及び副市長等が移動するとき並びに一般職の職員が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により副

長等が移動するとき及び一般職の職員が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

第12条 (略)

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、省令別表第2に掲げる旅行先の区分に応じ、市長等

にあつては同表の指定職職員等の欄に定める額に相当する額とし、一般職の職員にあつては同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額に相当する額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第14条—第27条 (略)

附 則

1—7 (略)

(つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

8 つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	市 長	を	「	市 長 等	に改め、同表に備考
		副 市 長				
		副 市 長				
	」			」		

として次のように加える。

備考 この表において「市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する市長等をいう。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

市長等が移動するとき及び一般職の職員が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

第12条 (略)

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、省令別表第2に掲げる旅行先の区分に応じ、市長にあつては同表の内閣総理大臣等の欄に定める

額に相当する額とし、副市長等にあつては同表の指定職職員等の欄に定める額に相当する額とし、一般職の職員にあつては同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額に相当する額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第14条—第27条 (略)

附 則

1—7 (略)

(つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

8 つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「副市長」を「副市長等」に改め、同表に備考

として次のように加える。

備考 この表において「副市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する副市長等をいう。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「副市長」を「市長等」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する市長等をいう。

10 （略）

（つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正）

11 つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成元年つくば市条例第8号）第17条」を「令和7年つくば市条例第 号）第12条」に改め、「算出した額」の次に「（同条第1項第4号に規定する車賃に限る。）」を加え、同条第3項第1号中「団長」の次に「、副団長、支団長及び副支団長」を加え、「副市長」を「市長等（つくば市職員旅費条例第2条第10号に規定する市長等をいう。）」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

12-14 （略）

9 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「副市長」を「副市長等」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「副市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する副市長等をいう。

10 （略）

（つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正）

11 つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成元年つくば市条例第8号）第17条」を「令和7年つくば市条例第 号）第12条」に改め、「算出した額」の次に「（同条第1項第4号に規定する車賃に限る。）」を加え、同条第3項第1号中「団長」の次に「、副団長、支団長及び副支団長」を加え、「副市長」を「副市長等（つくば市職員旅費条例第2条第10号に規定する副市長等をいう。）」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

12-14 （略）